

松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和4年度後期)

指摘事項等	講じた措置
<p>1. 使用料・手数料の収入に関すること</p> <p>【指摘事項】 行政財産目的外使用料において、許可をしていない翌年度の使用料を収入しているものがあつた。(地域経済活性化課)</p>	<p>指摘につきましては、令和4年度分から許可をしていない翌年度の徴収とならないよう取り扱いを改めました。</p>
<p>2. 旅費に関すること</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 各種委員の費用弁償及び実費弁償において、算定を誤っているものがあつた。(文化財課)</p> <p>イ 私有車の旅行使用承認を受けている会計年度任用職員の費用弁償において、算定を誤っているものがあつた。(教育総務課・生涯学習課)</p> <p>ウ 費用弁償を支給していないものがあつた。(地域経済活性化課)</p> <p>エ 会計年度任用職員の市内出張旅費を費用弁償ではなく普通旅費で支出しているものがあつた。(鷹島支所)</p> <p>オ 年度をまたぐ用務に係る旅費の支給において、会計年度ごとに分けて、あわせて支出しているものがあつた。(消防本部及び消防署)</p> <p>カ 私有車の旅行使用承認を受けている会計年度任用職員の費用弁償において、松浦市職員及び松浦市立学校県費負担教職員の私有車の使用に関する規則第6条で「私有車の使用区域は、松浦市内に限るものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。」と定められているが、市長の決裁を受けず、市外で使用しているものがあつた。(教育総務課)</p> <p>キ 資金前渡で支出した市外在住者の実費弁償において、精算の際、旅行諸費支出の根拠となる「終日に及んだ場合」の出発・帰着時間の確認がないものがあつた。松浦市実費弁償条例第3条の規定に基づき適正に処理されたい。(地域経済活性化課)</p> <p>ク 前回の定期監査において、出張命令書の決裁欄に「教育総務課」の欄があるが決裁上必要ないため削除されたいと指摘をし、措置報告において削除した様式を今後使用する旨の報告を受けていたが、削除されていない様式を使用しているものがあつた。(生涯学習課)</p> <p>ケ 出張命令書の請求書欄を請求者以外の印で訂正しているものがあつた。(文化財課)</p>	<p>ご指摘の件につきまして、戻入及び追給処理を行いました。指摘を受け、文化財課内で再発防止に向け協議を行い、今後は複数の職員でチェックを行うこととしました。併せて、規則等を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底します。</p> <p>(教育総務課) ご指摘のことにつきましては、1km未満の距離を切捨処理にしていなかったことによる過払いで、差額の返金を行い、現在は適正な処理を行っております。今後も通知(平成22年3月15日付け22松総第81号)に基づき適正な事務処理を行うように周知徹底を行いました。</p> <p>(生涯学習課) 過支給分については、令和4年11月15日に返金していただいております。今後、複数人による検算を徹底するよう職員に指導いたしました。</p> <p>指摘の令和3年度の第1回中小企業振興会議に伴う費用弁償の支給漏れについては、令和4年度の第1回中小企業振興会議分も支給漏れがあつたため、併せて、令和5年3月30日に支払処理を行いました。今後は同様な指摘を受けないよう適正な処理を行います。</p> <p>ご指摘の件につきましては、松浦市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第6条の規定に基づき、今後は適正な事務処理を行います。</p> <p>指摘があつた「会計年度ごとに分けて、あわせて支出しているもの」につきましては、市内出張(出張所への補勤)で朝から翌朝までの勤務のため、その出勤日が年度内3月31日、非番日が翌年度4月1日となる支給についての指摘であると思います。2日間が一連の勤務となりますので、一会計年度で支出しております。今後は、確実に分けて支出をするよう周知徹底を行いました。</p> <p>ご指摘のことにつきましては、決裁を受けることを失念しておりました。現在は決裁を受けて使用しております。今後も規則第6条に基づいた適正な処理を行うように周知徹底を行いました。</p> <p>指摘の出張命令書については出発・帰着時間を追記いたしました。今後は松浦市実費弁償条例等を確認し、適正な処理を行います。</p> <p>誤って「教育総務課長」の欄を削除していない様式データをコピーして使用しておりました。保有する当該データの修正を指示し、今後、正しい様式を使用するよう職員に指導いたしました。</p> <p>ご指摘の件につきまして、請求者の印で訂正を行いました。今後は適正な事務処理を行います。</p>

<p>【指導事項】 ア 実費弁償の支払いにおいて、松浦市実費弁償条例第1条の規定の記載がないもの及び適用号数が誤っているものがあった。(文化財課)</p> <p>イ 所属長の日帰り出張における出発・帰着時間の確認を、課長補佐以外のものが行っていた。(地域経済活性化課・生涯学習課)</p> <p>ウ 旅費の調整をしたもので、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第26条第1項)の記載がないものがあった。(地域経済活性化課・消防本部及び消防署)</p> <p>エ 打ち切り旅費を適用したもので、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第29条)の記載がないものがあった。(消防本部及び消防署)</p> <p>オ 支出処理する状態の命令書(請求額、押印、出発帰着時間記入等)の写しをファイリングしていないものがあった。会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。(地域経済活性化課・生涯学習課・文化財課・農業委員会事務局)</p>	<p>ご指摘の件につきまして、松浦市実費弁償条例第1条の規定の記載及び適用号数の訂正を行いました。今後は適正な事務処理を行います。</p> <p>(地域経済活性化課) 指摘の出張命令書については、あやまって主幹による確認を行ってまいりました。所属長の日帰り出張における出発・帰着時間の確認者は、課長補佐であることを改めて課内全員で確認しました。今後は適正な処理を行います。</p> <p>(生涯学習課) 誤って課長が自らの出発・帰着時間の確認印を押印してまいりました。今後、当該確認は課長補佐が行うよう職員に指導いたしました。</p> <p>(地域経済活性化課) 指摘の出張命令書については、備考欄に根拠規定を記載しました。今後は適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(消防本部及び消防署) 指摘があった旅費の調整時の備考欄につきましては、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第26条第1項)を追記しました。今後は根拠規定を確実に記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>指摘があった打ち切り旅費を適用した備考欄につきましては、備考欄に根拠規定(松浦市職員等の旅費に関する条例第29条)を追記しました。今後は根拠規定を確実に記載するよう周知徹底を行いました。</p> <p>(地域経済活性化課) 支出処理する状態の命令書の写しを取らずに、支出伝票に添付し会計課へ提出してまいりました。職員には会計事務の手引きを確認し、適正に処理するよう指導を行いました。支出処理の際のチェックを複数で行ってまいります。</p> <p>(生涯学習課) 今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。</p> <p>(文化財課) ご指摘の件につきまして、支出処理する状態の命令書の写しをファイリングいたしました。今後は会計事務の手引きに基づき適正に処理を行います。</p> <p>(農業委員会事務局) ご指摘の件については、写しをファイリング処理いたしました。今後はこのようなことがないように十分注意いたします。</p>
<p>3. 補助金に関すること</p> <p>【指摘事項】 イ 補助金の交付決定において、専決者の決裁を受けていないものがあった。(地域経済活性化課・教育総務課・教育委員会福島分室)</p>	<p>(地域経済活性化課) 指摘の交付決定については、松浦市事務決裁規程に基づいた処理を行うよう職員に周知いたしました。今後は適正な事務処理を行います。</p> <p>(教育総務課・教育委員会福島分室) ご指摘のことにつきましては、決裁区分を誤認してまいりました。今後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適正に事務処理を行うよう周知徹底を行いました。</p>
<p>【指導事項】 ア 補助金の確定通知の決裁において、簡易決裁により処理を行っているものがあった。補助金等の額の確定は、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合の通知となる。松浦市文書管理規程第16条第2項で、事案が簡易又は定例のものについては、起案用紙を用いずに処理することができると規定されているが、額の確定は簡易又は定例のものとは言い難いことから、起案用紙を用いて決裁を受けられたい。(生涯学習課)</p>	<p>ご指導に基づき、今後、起案用紙を用いて決裁を受けるよう職員に指導いたしました。</p>

<p>イ 申請者に渡すべき交付決定通知書及び確定通知書の原本がファイリングされ保管されていた。松浦市補助金等交付規則第7条及び第14条に基づき適正に処理されたい。 (地域経済活性化課・生涯学習課)</p>	<p>(地域経済活性化課) 今後は、松浦市補助金等交付規則第7条及び第14条に基づき適正に処理いたします。</p> <p>(生涯学習課) 両通知書につきましては、申請者に交付いたしました。今後、補助金等交付規則に基づき、両通知書は申請者に交付するよう職員に指導いたしました。</p>
<p>ウ 交付申請において、規則等で定められた様式と異なるものがあった。申請書受理の際は内容を確認のうえ受理されたい。 (地域経済活性化課・生涯学習課・文化財課・消防本部及び消防署)</p>	<p>(地域経済活性化課) 指摘の交付申請については、今後、規則等で定められた様式による申請を受理するよう、内容等の確認を複数で行います。</p> <p>(生涯学習課) 様式番号等が欠落した様式で提出されたものを受理しておりました。今後、規則等で定められた様式であるかの確認を徹底するよう職員に指導いたしました。</p> <p>(文化財課) ご指摘の件につきまして、規則で定められた様式で申請書を提出させることといたします。また、申請書受理の際は適正な事務処理を行います。</p> <p>(消防本部及び消防署) 指摘があった補助金関係の様式につきましては、申請書受理の折に、規則等で定められた様式かを確認し、処理をするよう周知徹底を行いました。</p>
<p>エ 変更交付申請書に添付された事業計画書が当初の交付申請書に添付された事業計画書と内容が同じで、変更理由の記載がないものがあった。(地域経済活性化課)</p>	<p>変更理由に関しては、聞き取りを行っていたが、変更交付申請手続き資料に記載がなかったため、追記を行いました。 令和4年度につきましては、変更交付申請書類に変更理由の記載があることの確認を徹底し、適正な処理を行いました。 また、令和5年度以降につきましては、松浦市創業者支援事業補助金交付要綱を見直し、変更に対する条項の追加と関係書類に理由書を添付するように様式「変更承認申請書」を追加し、変更理由の記載漏れがなくなるよう要綱を改正しました。</p>
<p>オ 松浦市創業者支援事業補助金交付要綱において、変更交付申請があった場合の規定がないため、松浦市補助金等交付規則により変更交付申請の手続きを取るべきと考えるが、同要綱の交付申請を変更に変えたもので変更交付申請を受理しているものがあった。(地域経済活性化課)</p>	<p>令和4年度の変更交付申請については、松浦市補助金等交付規則による手続きを行いました。 また、令和5年度以降については、変更交付申請について、松浦市創業者支援事業補助金交付要綱による手続きが行えるよう、同要綱を改正しました。</p>
<p>カ 実績報告書の提出がないものがあった。 (地域経済活性化課)</p>	<p>松浦市補助金等交付規則による手続きを行いました。今後は、同規則に基づき、適性な事務処理を行います。</p>
<p>キ 松浦市ものづくりステップアップ応援補助金において、補助額の上限が100万円と定められているが、実績書の補助金支出表に記載の補助金額合計が100万円を超えているものがあった。 (地域経済活性化課)</p>	<p>申請者から実績書の補助支出表の修正したものを受理しました。 令和4年度分は、実績書も含め、手続書類の記載漏れや誤字等がないよう課内でもチェックを徹底し、適正に処理を行いました。今後は、同様の指摘を受けないよう適性や事務処理を行います。</p>
<p>【検討事項】 小企業等経営改善資金松浦市利子補給費補助金交付要綱第5条において「対象期間歴年の上半期、下半期各末日をもって締めた年2回、それぞれ7月末日、翌年1月末日までに本市内の商工会議所又は商工会（以下「会議所等」という）を通じ交付申請するものとする」と定められているが、様式第1号（第5条関係）文中に「上半期における」と明記されており、下半期の交付申請に対応できる様式となっていない。また、様式第2号（第5条関係）において、定められた様式の内容と一部異なる内容のものが提出されている。以上の2点において、様式等の見直しが必要と思われるため検討されたい。(地域経済活性化課)</p>	<p>様式第1号については、小企業等経営改善資金松浦市利子補給費補助金交付要綱を見直し、下半期の交付申請にも対応できるよう様式第1号を改正いたしました。 様式第2号については、令和4年度分は、松浦商工会議所に要綱に定めてある様式の提出を求め、適正な処理を行いました。 今後は、定められた様式の活用を徹底し、適正な処理を行います。</p>
<p>4.修繕料・委託料・使用料及び手数料の随意契約に関すること 【指摘事項】 ア 契約事務に係る決裁において、専決者の決裁を受けていないものがあった。松浦市事務決裁規程に基づき処理されたい。 (地域経済活性化課・生涯学習課・教育委員会福島分室)</p>	<p>(地域経済活性化課) 指摘の専決者の決裁については、今後、松浦市事務決裁規定に基づいた適正な処理を行います。</p>

イ 一体性があると考えられる修繕において、合理的な理由がなく、分割して随意契約により発注したと思われるものがあった。
(地域経済活性化課・教育総務課・生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定を適用した随意契約を締結する場合は、財務規則第86条第2項の規定に基づき、契約の発注見通し及び契約の締結状況について公表することとなっているが、公表されていない。公表されていない。
(生涯学習課・福島支所・鷹島支所)

エ 長期継続契約における実施同等の決裁者を契約期間総額ではなく、単年度総額で判断しているものがあった。
(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

オ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが、年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれると解されていることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担を設定し契約を締結するよう処理されたい。
(地域経済活性化課・教育総務課)

カ 予定価格を定めていないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項で「随意契約を締結しようとするときは、第78条の規定に準じて予定価格を定めるものとする。」と規定されており、予定価格については事前に定められたい。なお委託料においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する場合、実施同に見積予定価格を併記することで正式な予定価格調書の作成を省略することができる会計事務の手引きで規定されていることから、各規定に基づき適正に処理されたい。

(生涯学習課)
今後、事務決裁規程に基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

(教育委員会福島分室)
ご指摘のことにつきましては、専決者までの決裁を受けました。今後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適正に事務処理を行うように周知徹底を行いました。

(地域経済活性化課)
今後は、事業全体を精査し、合理的な理由で一体性があると考えられる事業は、一括発注するよう適正な処理を行います。

(教育総務課)
ご指摘のことにつきましては、契約事務の処理を誤っておりました。今後は、法令及び松浦市財務規則に基づき、適正な処理を行うように周知徹底を行いました。

(生涯学習課・教育委員会鷹島分室)
星鹿地域運動場の真砂土入替につきましては、運動場全面が使用できなくことを避けるため、施工場所を分割し、施工時期をずらして施工するよう計画しておりましたが、諸要因により、結果的に同時期での施工となりました。今後、長期的な工期にするなど実施方法を再検討し、経費の削減に努めます。
鷹島総合運動公園トイレの修繕3件につきましては、それぞれに見積依頼を行い、それぞれに発注をしましたが、ご指摘を受け確認したところ、一括して入札に付し、発注すべきものでした。今後、実施方法を再検討し、経費の削減に努めます。

(生涯学習課)
当該公表についての認識がなく、公表しておりませんでした。令和4年度分の契約の締結状況を市ホームページにて公表いたしました。令和5年度以降につきましては、会計課、福島支所、鷹島支所及び当課に係る当該公表を会計課においてとりまとめ、市ホームページにて公表することといたしました。

(福島支所・鷹島支所)
ご指摘の件につきましては、松浦市ホームページにて公表いたしました。今後は同様の指摘を受けることがないよう適正な処理を行います。

(教育総務課)
ご指摘のことにつきましては、契約期間総額での決裁区分を単年と誤認しておりました。今後は松浦市事務決裁規程を遵守し、適正に事務処理を行うように周知徹底を行いました。

(生涯学習課・教育委員会福島分室)
今後、契約期間総額で判断するよう職員に指導いたしました。

(地域経済活性化課)
見積執行日を3月31日としているものがありました。見積合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれることを職員に周知し、令和5年度において同様の誤りがないよう指導しました。チェック体制も強化し、適正な処理を行います。

(教育総務課)
ご指摘のことにつきましては、新年度の初日から開始される業務委託の一部について、見積合わせを年度開始前に行うことができると誤認しておりました。今後は、通知(平成24年3月15日付け24松会第82号)に基づき適正な処理を行うように周知徹底を行いました。

(教育総務課・学校教育課・教育委員会福島分室・教育委員会鷹島分室)
ご指摘のことにつきましては、契約事務の処理を誤っておりました。また、予定価格調書の作成を省略できる委託料の範囲及び実施同いに記載が必要なことも併せて確認し、財務規則及び会計事務の手引きに基づき適正に処理を行うように周知徹底を行いました。

(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室・教育委員会鷹島分室)

キ インバウンド向け「アジフライの聖地松浦」プロモーション動画制作業務委託において、契約方法を「地方自治法施行令第167条第1項による指名競争入札」とし、決裁を受けているにもかかわらず、指名競争入札に付することなく3者から見積りを徴取し、見積合わせにより業者を決定し契約締結を行っていた。
(地域経済活性化課)

ク 委託業務の見積結果報告において、決定金額が見積予定価格を上回っているものがあった。(教育総務課)

ケ 修繕契約及び委託契約において、契約書に支払期限を40日としているものがあったが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条において「相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日としなければならない。」と定められている。また、検査の時期について、14日以内としているものがあったが、同法第5条において、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならないと定められている。法令に基づき処理されたい。
(地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

コ 請負契約書及び土地賃貸借契約書には、印紙税法の規定に基づき収入印紙の貼付が義務付けられているが、貼付がないものがあった。
(地域経済活性化課・福島支所・生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

サ 委託業務における契約書において、契約保証金欄に「無」と記載されているものがあった。松浦市財務規則第91条第1項ただし書きにおいて「次の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を納めさせないことができる。」と規定されており、第1号から第8号に該当する場合は「免除」することはできるが、根拠なく「無」とすることはできない。規定に基づき適正に処理されたい。
(生涯学習課)

シ プレミアム付商品券事業預り金(換金資金)において、委託料で支出しており、金額の変更の際には変更契約が必要であるが、変更契約をしていないものがあった。
(地域経済活性化課)

ス 印刷機の再リース契約において、予算議決前に仮申し込み伺を起案し、予算議決後に適正な事務手続きを取らず、契約締結をしているものがあった。(生涯学習課)

(生涯学習課)

予定価格を定めていない委託料に係る随意契約につきましては、実施伺に見積予定価格を追記いたしました。今後、財務規則及び会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

同業務委託については、「地方自治法施行令第167条第1項による指名競争入札とする」ではなく、正しくは「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする」と記載すべきものでした。今後は法令等を理解し、適正な処理を行います。

ご指摘のことににつきましては、見積予定価格の記載誤りであり、確認後修正を行いました。今後は適正な処理を行うように周知徹底いたしました。

(地域経済活性化課)

指摘の契約について、今後、修繕契約及び委託契約においての支払の時期や検査の時期が法令に基づいたもので契約を締結し、適正な処理を行います。

(教育総務課・学校教育課・教育委員会鷹島分室)

ご指摘のことににつきましては、修繕について工事と同じ検査時期支払期限として契約しておりました。修繕契約については、今後検査を10日以内、支払いを30日以内として契約を行い、それに基づいた事務処理を行うよう改めることとしました。

(生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

給付の対価の支払期限及び検査の時期につきまして、修繕及び委託の場合と工事の場合とを混同して作成した契約書(請書)により契約を締結しておりました。今後、法に基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

(地域経済活性化課)

指摘の収入印紙の添付については、契約相手方に貼付していただきました。今後、印紙税法の規定に基づいた収入印紙の貼付を徹底し、適正な事務処理を行います。

(福島支所)

指摘の件につきましては、法令に従い契約相手方に貼付していただきました。今後はこのような指摘を受けることがないように適正な処理を行います。

(生涯学習課・教育委員会鷹島分室)

土地賃貸借契約書に収入印紙の貼付がなかったため、契約の相手方に貼付していただきました。今後、法に基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

誤って契約書の契約保証金欄に「無」と記載しておりました。今後財務規則に基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

令和4年度もプレミアム付き商品券を実施しており、金額の変更があったため、変更契約を行いました。今後は、同様の指摘を受けることがないように適正な事務処理を行います。

今後、仮申込をした場合には、予算議決後に正式な実施伺を起案するよう職員に指導いたしました。

【指導事項】

ア 修繕伺において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約をしているもので、1者随意契約の理由に「熟知している、精通している」と記載しているものがあった。「熟知・精通」であることは、業者を選定する一般的、原則的な基準であり、2号を適用する理由として客観性、妥当性に欠けることから、当該業務を履行することができるものが1者しかないことを明らかにする理由を具体的に記載されたい。(地域経済活性化課)

イ 修繕伺において、記載誤りにより配当予算残額が執行予定額を下回っているにもかかわらず決裁を受け、修繕を実施していた。(地域経済活性化課)

ウ 修繕伺において、執行確定額を訂正印で訂正しているものがあった。(地域経済活性化課)

エ 修繕にかかる工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定通知がないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理された。(地域経済活性化課・教育委員会福島分室)

オ 業務委託契約及び賃貸借契約の事務手続きにおいて実施伺がないものがあった。(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)

カ 実施伺において、契約方法の記載がないものがあった。(消防本部及び消防署)

キ 実施伺において、適用条項の記載がないもの、契約の理由が記載されていないものがあった。(地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課)

ク 1者(特命)随意契約を行う場合において、1人の者から見積書を徴することをもって 足りるものとする財務規則上の根拠規定の記載がないものがあった。(地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室・消防本部及び消防署)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約するもので、1者随意契約をするものについては、1者随意契約の具体的な理由を記載するよう職員に指導しました。今後は関係法令等を確認し、適正な契約事務を行います。

指摘の修繕伺については、今後は記載誤りがないよう複数チェックを行い、適正な事務処理を行います。

指摘の修繕伺について、今後は、執行確定額は訂正せずに、差し替えを行い適正な事務処理を行います。

(地域経済活性化課)
指摘の工程表、監督職員決定通知、現場代理人決定通知について、今後、会計事務の手引きに基づいた処理を徹底します。

(教育委員会福島分室)
今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

(教育総務課・教育委員会福島分室)
ご指摘のことにつきましては、実施伺を作成するように周知徹底いたしました。

(生涯学習課)
今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。

指摘があった1者(特命)随意契約を行う場合につきましては、財務規則上の根拠規定を記載しました。今後は、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする旨を記載するよう周知徹底を行いました。

(地域経済活性化課)
指摘を受けた実施伺については、適用条項を記載し、契約の理由を記載しました。今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理を行います。

(教育総務課・学校教育課)
ご指摘のことにつきましては、適用条項、契約の理由を追記いたしました。今後は適正な事務処理を行うように周知徹底いたしました。

(地域経済活性化課)
指摘のあった随意契約において、選定理由に財務規則上の根拠規定を記載しました。今後は適正な事務処理を行います。

(教育総務課・学校教育課・教育委員会福島分室)
ご指摘のことにつきましては、財務規則上の根拠規定の記載を省略しておりました。当該決裁文書には、「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」の文言を追加しました。今後は根拠法を確認し、決裁文書に記載いたします。

(生涯学習課)
1者(特命)随意契約を行う場合の、財務規則上の根拠規定を追記いたしました。今後、当該規定を記載するよう職員に指導いたしました。

(消防本部及び消防署)
指摘があった1者(特命)随意契約を行う場合につきましては、財務規則上の根拠規定を記載しました。今後は、1人の者から見積書を徴することをもって足りるものとする旨を記載するよう周知徹底を行いました。

<p>ケ 1者随意契約の契約手続で、相手方から見積書を徴していないものがあつたが、見積書を徴さない場合においては、その理由と財務規則上の根拠規定を実施伺に明記されたい。 (教育総務課・学校教育課・生涯学習課・教育委員会福島分室)</p>	<p>(教育総務課・学校教育課・教育委員会福島分室) ご指摘のことにつきましては、見積書を徴さない理由及び財務規則上の根拠規定を実施伺に記載する処理を行いました。また、見積書を徴すべき業務であつたものについては、今後見積書を徴するように周知徹底いたしました。</p> <p>(生涯学習課) 今後、当該理由と財務規則上の根拠規定を実施伺に記載するよう職員に指導いたしました。</p>
<p>コ 決裁者が市長又は副市長の委託契約における実施伺及び契約締結伺において、財政係に合議していないものがあつた。会計事務の手引きに基づき処理されたい。 (地域経済活性化課)</p>	<p>会計事務の手引きを再確認し、適正な処理を行うよう職員に周知しました。決裁の際のチェック体制も強化し、今後は、同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理を行います。</p>
<p>サ 会計事務の手引きにおいて、委託契約については実施の伺と見積徴取の伺を併せて起案できると記載されている。賃貸借契約にかかる事務においては現時点で明記されたものはないため、適正な事務手続きをとられたい。 (教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室)</p>	<p>(教育総務課・生涯学習課・教育委員会福島分室) 今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。</p>
<p>シ 業者選定伺及び見積徴取伺がないもの、見積結果報告書を作成していないものがあつた。 (地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課・生涯学習課)</p>	<p>(地域経済活性化課) 指摘のあつた事項については、今後、業者選定及び見積徴取伺を作成し適正に処理いたします。</p> <p>(教育総務課・学校教育課) ご指摘のことにつきましては、業者選定伺、見積徴取伺を作成すること、見積結果報告書を提出することを確認し、今後は適正な事務を行うように周知徹底いたしました。</p> <p>(生涯学習課) 今後、会計事務の手引きに基づき適正に処理するよう職員に指導いたしました。</p>
<p>ス 契約書が複数枚になるにもかかわらず、袋綴じや契印の処理が行われていないものがあつた。(学校教育課)</p>	<p>契約書が複数枚になるものについて、袋綴じや契印の処理を行うことを確認し、今後は適正な事務を行うよう周知徹底しました。</p>
<p>セ 委託業務及び修繕契約において、契約書の不要条文の削除が適正になされていないものがあつた。 (地域経済活性化課・生涯学習課)</p>	<p>(地域経済活性化課) 契約書において、押印のみで不要条文の削除事項の記載が漏れておりました。職員への指導とともに、決裁の際のチェック体制も強化し、今後は、同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理を行います。</p> <p>(生涯学習課) 契約書の不要条文の削除を失念しておりました。当該削除を行いました。今後、当該削除を失念しないよう職員に指導いたしました。</p>
<p>ソ 委託業務において、契約書に定められている工程表の提出がないものがあつた。(地域経済活性化課)</p>	<p>工程表の提出にかかる条文については、契約書から削除するところを漏れておりました。今後は確認体制を強化し、同じような誤りのないよう適正な事務処理を行います。</p>
<p>タ 委託業務において、契約書に定められている実績報告書の提出がないもの、完了報告書の提出がないものがあつた。また、契約書に定められている期間内に実績報告書の提出がないものがあつた。 (地域経済活性化課・教育総務課・学校教育課)</p>	<p>(地域経済活性化課) 指摘のあつた委託業務については、点検結果を別に保存し、今回の監査報告に提出が漏れておりました。実績報告はあつても完了報告書の提出がないものもありました。令和4年度は実績報告とともに完了報告書を提出いただきました。期間内の実績報告書の提出についても、委託先に指導し適正な事務処理を行います。</p> <p>(教育総務課・学校教育課) ご指摘のことにつきましては、契約書に定められている実施報告書、完了報告書、期間内の実績報告書の提出を求めるように周知徹底いたしました。</p>
<p>チ 心臓検診業務及び腎臓検診業務委託において、契約日が契約締結伺起案日及び決裁日より前の日付となっていた。 (学校教育課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、今後契約日が契約締結伺起案日及び決裁日より前にならない様、適正な事務を行うように周知徹底しました。</p>

<p>ツ 検査調書において、業務委託料の金額を誤っているものがあつた。(地域経済活性化課)</p> <p>テ 完成確認前に請求書を受理しているものがあつた。(生涯学習課)</p>	<p>令和4年度については、指摘があつた検査調書の業務委託料の金額に誤りがないようチェックを行い、適正な処理を行いました。今後は、同様の指摘を受けないよう適正な事務処理を行います。</p> <p>請求書に完成確認日を誤って記載しておりました。今後、記載ミスがないよう職員に指導いたしました。</p>
<p>【検討事項】 イ プレミアム付商品券事業預り金(換金資金)の管理契約について、委託料で支出をしていたが、管理だけではなく、商品券の換金用資金として使用しているため、性質的に委託ではないと思われる。支出科目も含め事務手続きについて整理されたい。(地域経済活性化課)</p>	<p>指摘があつたことについて、他市の状況を確認し補助金で支出している自治体があつたため、今後同様の事業を実施する場合は、補助金で支出する方向で検討いたします。</p>
<p>5. 公印・金券等保管状況について 【指摘事項】 ア 松浦市教育委員会公印規則別表第1で、教育委員会各課長印の保管者は各課長と定められているが、教育総務課で保管されていた。(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財課)</p>	<p>(教育総務課・学校教育課・生涯学習課・文化財課) ご指摘を受け、各課長において保管することに改めました。</p>
<p>【個別事項】 (1)行政財産使用許可関係 【指摘事項】 前回の定期監査においても指摘をしていたが、減免申請書の提出がないにもかかわらず使用料を減免しているものがあつた。(地域経済活性化課・生涯学習課)</p>	<p>(地域経済活性化課) 前回の指摘の際に、使用料免除の申請の際の減免申請書の提出について、職員には周知していましたが改善されていませんでした。今後はチェック体制を強化し、書類不備を確認するようにいたします。</p> <p>(生涯学習課) 前回の指摘を受け、職員に指導しておりましたが、徹底されておませんでした。令和5年度分の行政財産使用許可申請書の受理におきまして、減免申請の有無について上司がしっかり確認し、減免申請のない案件について減免しないよう再度職員に指導いたします。</p>
<p>【指導事項】 ア 市役所内他課からの申請において、使用許可ではなく使用承諾として取扱っているものがあつたが、使用許可で対応されたい。(地域経済活性化課)</p> <p>イ 使用料徴収の算定根拠等(免除の場合も含む)が決裁文書に表記されていないものがあつた。(地域経済活性化課)</p>	<p>指摘の事項については職員に指導し、今後は使用許可として取り扱い対応いたします。</p> <p>指摘がありました使用料聴取の算定根拠等につきましては、決裁文書に表記いたしました。今後は、同様の指摘を受けないよう適正な事務処理を行います。</p>
<p>(3)財政援助団体に関する監査 【指導事項】 収支決算書の支出の部において、補助対象経費として支払手数料が計上されていたが、その一部に補助対象外のものが含まれていた。(地域経済活性化課)</p>	<p>補助の対象外の事業に係る支払手数料については、補助対象経費に含めることがないよう該当団体に指導いたしました。今後も適正な事務の執行に努めていただくとともに、担当課としても指導してまいります。</p>